

勤務医協の年金共済制度

契約概要

個別の商品内容のうち、特に重要なことを記載しています。

1. 商品名称について

拠出型企業年金保険

2. 商品の特徴について

- ◆組合員の自助努力による財産形成や老後保障資金を準備するために、当組合を契約者として運営する団体年金保険商品です。
- ◆在職中に積立てを行い、掛金払込満了後は積立金を原資とした年金または一時金が受け取れます。
- ◆死亡時には積立金に拠出型企業年金保険遺族年金特約による所定の金額を加算した額が一時金として支払われます。

3. 加入対象者、掛金および保険期間などについて

具体的な加入内容が記載されている該当箇所 をご確認ください。

4. 保障内容（給付内容）について

具体的な加入内容が記載されている該当箇所 をご確認ください。

5. 配当金について

毎年度の配当金はそれぞれの支払時期の前年度決算により決定します。決算実績によっては支払われない年度もあります。掛金払込期間中の配当金は積立金に加算され、年金受給開始後は年金に加算されます。年度途中で脱退された場合はその年度分の配当金はありません。

6. 積立金について

「積立金」は、掛金から制度運営費、事務手数料などを差し引いて積み立てられ、所定の利率（予定利率）により運用されています。

7. 引受保険会社について

下記の引受保険会社は、各加入者の加入金額のうち、それぞれの引受割合の責任を負います。

【引受保険会社名（引受割合）2021年8月30日現在】			
住友生命保険相互会社	(58.9%)	[事務幹事会社]	日本生命保険相互会社 (31.0%)
第一生命保険株式会社	(9.0%)		明治安田生命保険相互会社 (1.0%)
朝日生命保険相互会社	(0.1%)		

※引受保険会社と引受割合は今後変更することがあります。

※配当実績等により、給付金支払の引受割合とは異なる場合があります。

◆個人情報の取扱いについて

当該保険の運営にあたっては、当組合（契約者）は、加入対象者（被保険者）の個人情報（氏名、性別、生年月日等）を当組合が保険契約を締結する生命保険会社へ提供します。

この保険に基づいて当組合が入手する個人情報については、この保険の事務手続き以外には使用いたしません。

また、生命保険会社（事務幹事会社）は、受領した個人情報を保険契約の引受け・継続・維持管理、年金・一時金等の支払い、各種商品・サービスの提供（関連会社・提携会社を含む）、その他この保険契約に関連・付随する業務に利用し、当組合、他の引受保険会社に上記目的の範囲内で提供します。

また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、それぞれ上記に準じ個人情報を取り扱います。

勤務医協の年金共済制度（拠出型企業年金保険 ＋ 一時払退職後終身保険）

■ 掛金払込期間中のお取扱い

加入対象者	愛知県勤務医師生活協同組合の組合員で加入日現在満18歳以上かつ払込満了年齢までの期間が2年以上ある方（ただし、長期休職等の場合を除く）。上記加入対象者ではない方は加入できません。
払込満了年齢	満65歳
掛金 (ご加入者負担)	・月払 1口 1,000円（保険料 990円、制度運営費 10円）、最低加入口数 1口 ・一時払 1口 100,000円（保険料 100,000円、制度運営費 0円）、最低加入口数 1口 ・掛金から当組合にて必要な「制度運営費」を控除した額を「保険料」として生命保険会社に払い込みます。 ・一時払は月払に加入された方のみお取り扱いします。
加入日 (増口日)	◆月払 年12回 毎月1日 ◆一時払 年2回 2月1日、8月1日（ただし、月払の新規加入時は、加入月に一時払に申込みできます。） なお、増口の場合、払込満了年齢までの期間が2年以上あることを要します。
一時金	・掛金払込期間中に脱退された場合は、脱退時点の積立金(脱退一時金)がご加入者に支払われます。なお、所定の要件(下記参照)を満たした場合、年金受取や終身保障を選択することもできます。 ・掛金払込期間中に死亡された場合は、死亡時点の積立金に月払1口あたり1,000円を加算した金額が遺族一時金として労働基準法に基づくご加入者の遺族に支払われます。
積立金の払出し	下記①～⑥の事由のいずれかに該当する場合、ご加入者の申し出により掛金の払込みを継続したまま、口数を指定して、積立金の全部または一部を払い出すことが可能です。
掛金払込の 中断・減口	下記①～⑦の事由のいずれかに該当する場合、掛金払込の中断または加入口数を減らす(減口)ことができます。 なお、減口の場合は減口数分に相当する積立金は払い出しされず、そのまま積み立てられます。 また、月払を中断すると、他の払込方法についても払込みができなくなります。

■ 積立金の払出事由（①～⑥）、掛金払込の中断・減口事由（①～⑦）

- ①災害 ②疾病・障害（親族の疾病、障害、死亡を含む） ③住宅の取得 ④教育（親族の教育を含む）
⑤結婚（親族の結婚を含む） ⑥債務の弁済 ⑦その他、掛金の拠出に支障がある場合

■ 掛金払込満了後のお取扱い

▼終身保障（一時払退職後終身保険）

- ・払込満了時の積立金を一時払保険料として払い込み、終身保険に加入（転換）します。
- ・終身にわたり、被保険者の死亡または高度障害に対して保険金が支払われるしくみの個人保険です。（ただし、払込期間満了時の金利情勢等によっては転換できないことがあります。）
- ・転換の手續きにあたっては、転換時にお渡しする「ご契約のしおり 定款・約款」、「一時払退職後終身保険 契約概要・注意喚起情報」を受取りのうえ必ずお読みください。
- ・終身保障にかえて年金受取または一時金受取もできます。

転換時期	払込満了年齢到達時または下記「中途脱退時の転換の取扱い」を満たす中途脱退時とします。
保険金額	最高保険金額3000万円、最低保険金額100万円とします。なお、転換時の積立金が保険金額3000万円の一時払保険料を超える場合、その超える部分は他の給付(年金、一時金)で支払われます。
転換の取扱い	一時払退職後終身保険は当組合を経由してご加入者が直接ご契約していただくことになります。その際、住友生命から保険金額等を記載した「保険証券」が送付されます。転換後の保険金のご請求は当組合を経由せず住友生命に直接申し出ください。
告知・診査の取扱い	一時払退職後終身保険への転換時、健康状態について告知をしていただきます。なお、保険金額が住友生命所定の金額を超える場合には健康診査扱い(住友生命指定の医師による診査)となります。告知または健康診査の結果、健康状態によっては転換できないことがあります。
責任開始日	払込満了年齢到達日前日の属する月の翌月1日、または脱退月の翌月1日とします。なお、転換時に告知または健康診査をしていただきますので、これと異なる場合があります。
中途脱退時の 転換の取扱い	中途脱退時の直前2年以上継続加入されていた方は払込満了年齢到達前に退職された場合でも50歳以上で、かつ保険金額が100万円以上であれば、一時払退職後終身保険に転換できます。ただし、告知または健康診査の結果、健康状態によっては転換できないことがあります。
加入申込みの手續き	一時払退職後終身保険の加入申込みの手續きは当組合あてお申し出ください。
引受保険会社	この制度は当組合が住友生命と締結した一時払退職後終身保険事務取扱協定に基づき運営されます。

▼年金受取（拠出型企業年金保険）

- ・払込満了年齢に達したとき、または加入期間2年以上かつ脱退時の年齢が50歳以上で、年金で受け取ることを希望されたとき年金が支払われます。ただし、基本年金額が3万円未満の場合は、一時金でのお受取りとなります。
- ・年金は10年確定年金または15年確定年金を選択することができます。
10年または15年の所定の受取期間中はご加入者の生死にかかわらず年金が支払われます。
- ・年金受取期間中に死亡された場合は、残りの期間引続き、労働基準法に基づくご加入者の遺族に年金が支払われます。

▼一時金受取（拠出型企業年金保険）

払込満了時の積立金をご加入者に支払われます。

※年金や一時金などが支払われない場合があります。詳しくは、「注意喚起情報」の「3. 年金・一時金などが支払われない場合について」を必ずご確認ください。

■ 給付額試算表

<月払掛金 10口 10,000 円の場合>

加入年数	掛金累計額	積立金額 (脱退一時金額)	基本年金月額		死亡または高度 障害保険金額 (65歳転換男性)
			10年確定年金	15年確定年金	
年	円	約 円	約 円	約 円	約 円
1	120,000	116,400	—	—	—
2	240,000	233,700	(2,040)	(1,400)	240,200
3	360,000	351,800	(3,080)	(2,110)	361,500
4	480,000	470,900	(4,120)	(2,830)	484,000
5	600,000	591,200	(5,180)	(3,550)	607,600
6	720,000	712,500	(6,240)	(4,290)	732,300
7	840,000	835,000	(7,310)	(5,020)	858,200
8	960,000	958,700	(8,400)	(5,770)	985,300
9	1,080,000	1,083,500	(9,490)	(6,520)	1,113,600
10	1,200,000	1,209,500	(10,600)	(7,280)	1,243,100
15	1,800,000	1,857,400	(16,280)	(11,180)	1,909,000
20	2,400,000	2,536,400	(22,230)	(15,270)	2,606,900
25	3,000,000	3,247,900	(28,460)	(19,550)	3,338,300
30	3,600,000	3,993,800	35,000	(24,040)	4,104,900
35	4,200,000	4,780,200	41,890	(28,780)	4,913,200

<一時払掛金 10口 1,000,000 円の場合>

加入年数	掛金累計額	積立金額 (脱退一時金額)	基本年金月額		死亡または高度 障害保険金額 (65歳転換男性)
			10年確定年金	15年確定年金	
年	円	約 円	約 円	約 円	約 円
1	1,000,000	983,700	—	—	—
2	1,000,000	990,400	(8,680)	(5,960)	1,017,900
3	1,000,000	997,300	(8,740)	(6,000)	1,025,000
4	1,000,000	1,004,600	(8,800)	(6,040)	1,032,500
5	1,000,000	1,012,500	(8,870)	(6,090)	1,040,600
6	1,000,000	1,020,700	(8,940)	(6,140)	1,049,100
7	1,000,000	1,029,100	(9,020)	(6,190)	1,057,700
8	1,000,000	1,037,800	(9,090)	(6,240)	1,066,600
9	1,000,000	1,046,700	(9,170)	(6,300)	1,075,800
10	1,000,000	1,055,700	(9,250)	(6,350)	1,085,000
15	1,000,000	1,103,200	(9,660)	(6,640)	1,133,900
20	1,000,000	1,153,700	(10,110)	(6,940)	1,185,800
25	1,000,000	1,207,100	(10,580)	(7,260)	1,240,600
30	1,000,000	1,263,500	(11,070)	(7,600)	1,298,600
35	1,000,000	1,324,200	(11,600)	(7,970)	1,361,000

● 将来支払われる給付額は現時点では確定しておらず、今後の加入規模の変化・入金状況・予定利率の変更等により変動（増減）します。

上記の給付額は、以下の前提が今後も一定と仮定した場合の目安です。

1. 契約が次の総加入人数を常に維持していること。 月払 1,690口 / 一時払 1口（初年度のみ）
2. 加入者全員の掛金が払込期月の1日までに入金されていること。
3. 予定利率は2021年8月現在の各引受保険会社の予定利率と引受割合から算出したものであること。
4. 配当金の加算がないこと。

● 積立金を年金に換算する率（年金現価率）は、2021年8月現在の各引受保険会社の予定利率と引受割合をもとに算出した率を使用しております。

● 一時払退職後終身保険へ転換後の死亡または高度障害保険金額は、転換時の積立金額および保険料率を基準にして計算しますので、今後変動（増減）することがあります。したがって、将来支払われる給付額をお約束するものではありません。

● 月払は1月1日に、一時払は2月1日に加入した場合を前提として計算しております。

● 基本年金月額が3万円未満の場合は一時金のみのお支払いとなります。なお、（）内は参考数値です。

● 死亡保険金100万円あたりの転換時一時払保険料は、65歳転換の場合、男性972,920円、女性966,160円です。なお、この保険料は今後変動することがあります。

● 一時払退職後終身保険に関する年齢は、満年齢で記載しています。

注意喚起情報（年金共済）

保険の基本的な内容や制度などのうち、お申込みにあたって特に注意いただきたいことや不利益となることを記載しています。

1. クーリング・オフ制度（加入申込の撤回）について

クーリング・オフ制度の対象ではありません。クーリング・オフ制度は個人を契約者とする場合に対象となります。この商品は当組合（法人）を契約者とする保険契約であるため、対象ではありません。

2. 責任開始期について

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社が加入を承諾した場合、あらかじめ定められた「（追加）加入日」から契約上の保障を開始（責任開始）します。引受保険会社の職員および契約者である当組合の職員などには保険への加入を承諾し、責任を開始させる権限はありません。

3. 年金・一時金などが支払われない場合について

次のような場合、年金や一時金などが支払われないことがあります。

- ◆遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、当該受取人には遺族一時金が支払われません。同様に年金受給者を死亡させた場合も、未支払の年金原資は支払われません。いずれの場合も他の相続人に支払われます。
- ◆契約者が保険契約を締結する際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺の行為があった場合は、この保険契約の全部またはその加入者の部分が取消しとなることがあり、すでに払い込まれた保険料は返金されません。
- ◆受取人や継続受取人が年金や一時金の請求について詐欺を行ったとき（未遂を含みます）や契約者、加入者または受取人や継続受取人が、暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められるときなど、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部またはその加入者の部分が解除となることがあります。この場合、所定の金額が返金されます。
- ◆契約者が保険契約を締結する際または加入者がこの保険契約への加入または増口（保険料の増額）の際に提出される書類に、故意または重大な過失により重大な事実について不実の記載がある場合には、拋出型企業年金保険遺族年金特約保険金を加算できない場合があります。
- ◆契約者が保険契約を締結する際または加入者がこの保険契約に加入する際に、年金や一時金を不法に取得する目的または他人に年金や一時金を不法に取得させる目的があった場合には、この保険契約の全部またはその加入者の部分は無効となり、すでに払い込まれた保険料は返金されません。

4. 脱退・払出し時の一時金について

掛金をそのまま積み立てるのではなく、一部は制度運営費、事務手数料および拋出型企業年金保険遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、脱退・払出し時の一時金額が**払い込まれた掛金の合計額を下回る場合があります**。

5. 生命保険会社が経営破綻した場合などの取扱いについて

- ◆生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、**年金額、一時金額などが削減されることがあります**。
- ◆引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも年金額・一時金額などが削減されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」にお問い合わせください。

<生命保険契約者保護機構>

- 電話番号：03-3286-2820 ●受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
- ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

6. 予定利率の変更について

引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動等が生じた場合に、**保険料や積立金などの計算基礎（予定利率）を将来変更することがあります**。

7. 生命保険協会の「生命保険相談所」について

- ◆この商品に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人 生命保険協会です。
- ◆一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）
- ◆なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っています。

8. 契約に関する相談・照会・苦情窓口について

この制度（拋出型企業年金保険）の手続きや加入に関する相談・照会・苦情につきましては、下記にお問い合わせください。
スマセイフリーダイヤル（年金サービス室）



電話番号：0120-307990

受付時間：月曜日～金曜日（祝日・12月31日～1月3日を除く）午前9時～午後5時

お問い合わせの際には下記証券番号・契約者名をお伝えください。

証券番号：370030707

契約者名：愛知県勤務医師生活協同組合

9. 年金・一時金などをめれなく請求していただくために

- ◆加入者からの請求に応じて、年金・一時金などが支払われますので、年金・一時金などの支払事由が生じた場合だけでなく、支払われる可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、当組合担当者または上記フリーダイヤルにお問い合わせください。
- ◆年金・一時金などの支払事由が生じた場合、加入されているご契約内容によっては、複数の保険金などの支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、当組合担当者または上記フリーダイヤルにお問い合わせください。
- ◆年金・一時金などの円滑な請求のためにも、加入者から受取人に、事前にご契約内容についてのご説明をお願いします。